

聖籠町告示第三十号

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成二十三年聖籠町規則第三十三号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この告示において「聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業」とは、次の各号に掲げる事業に該当するものをいう。

一 環境保全型農業直接支援対策実施要綱（平成二十三年四月一日付け二十二生産第一〇九五四号生産局長通務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第二の一に定める事業

二 環境保全型農業直接支援対策実施要綱（平成二十三年四月一日付け二十二生産第一〇九五四号生産局長通知。以下「実施要領」という。）第一に定める事業
三 新潟県環境保全型農業直接支援事業実施要領（平成二十三年四月一日付け農園第十二号新潟県知事通知。以下「県要領」という。）第三に定める事業（交付対象及び交付基準）

第三条 町長は、聖籠町に住所を有する農業者等が行う事

業に対し交付金を交付するものとし、交付金の交付基準は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第四条 交付金の交付を受けようと/orする農業者等（以下「申請者」という。）は、聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第一号）を、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第五条 町長は、前条の規定により申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、交付金の交付の可否を決定し、その結果を聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付（不交付）決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第六条 交付金の交付の決定を受けた者は、事業が終了したときは、聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業実績報告書（様式第三号）を別に定める日までに町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第七条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、聖籠町環境保全型農業直接支払交付金の額の確定通知書（様式第四号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（その他）

第八条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

年 月 日

聖籠町長 様

申請者 住所
 (法人は所在地、集落営農・農業者グループは代表者の住所)
 氏名 印
 (法人・集落営農・農業者グループは名称及び代表者の氏名)

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

標記事業に係る交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の名称

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業

2 目的及び内容

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を拡大することにより、農業分野の有する環境保全機能を発揮させることを目的とする。

3 交付申請額

金 円

算定方法 県交付金2,000 円/10a ×	a =	円
町交付金2,000 円/10a ×	a =	円

(交付申請額の算定は、取組面積を合計した面積をa 単位で記載し、10円未満の端数を切り捨てること。)

4 事業計画

対象事業	対象面積(単位: a)	開始年月	終了年月
カバーフロップ			
リビングマルチ			
草生栽培			
冬期湛水管理			
有機農業の取組			
合 計			

5 添付書類

- (1) 年度環境保全型農業直接支払交付金交付申請書及び添付資料一式の写し
 (実施要領参考様式第7号)

(※上記交付金は、申請件数その他の理由により減額される場合がある)

別表

交付基準

対象農地	農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域）内に存する農地。
交付対象者	実施要綱別紙1の第1の1及び実施要領第1の1に定める要件を満たすものとする。
交付対象取組	<p>(1) 実施要綱別紙1の第1の3及び実施要領第1の2の要件を満たす取組とする。</p> <p>(2) 冬期湛水管理に取組む場合は、聖籠町農業生物多様性保全計画に定める内容に従って実施すること。</p>
交付金額	<p>10a当たり4,000円以内 内訳 県交付金 10a当たり2,000円以内 町交付金 10a当たり2,000円以内</p>
備考	<p>(1) 交付対象取組の(1)の交付対象取組を複数組み合わせて行った場合であっても、町の10a当たりの交付金額の上限は、2,000円とする。</p> <p>(2) 1年間に同一場所において、交付対象取組を複数回行う場合の交付対象面積は一作分の作付面積とする。</p>

様式第3号

年　月　日

聖籠町長

様

申請者 住所
 (法人は所在地、集落営農・農業者グループは代表者の住所)
 氏名 印
 (法人・集落営農・農業者グループは名称及び代表者の氏名)

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業実績報告書

年　月　日付け 第　号で交付決定通知のあった聖籠町環境保全型農業直接支払交付金事業について、下記のとおり実施したので聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条に基づき報告します。

記

1 交付金交付決定額 円

2 事業実績書等

対象事業	取組面積(単位: a)	開始年月	終了年月
カバーフロップ			
リビングマルチ			
草生栽培			
冬期湛水管理			
有機農業の取組			
合 計			

3 添付書類

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書及び添付資料一式の写し
(実施要領参考様式第9号)
- (2) 新潟県環境保全型農業直接支援事業取組実績及び添付資料一式の写し
(県要領様式1)
- (3) 生き物調査を実施した場合:生き物調査の実施結果がわかる資料

様式第2号

第　号
年　月　日

様

聖籠町長

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付(不交付)決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった聖籠町環境保全型農業直接支払交付金については、次のとおり交付金の交付(不交付)を決定したので通知します。
記

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件

聖籠町補助金等交付規則及び聖籠町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の規定を遵守すること。

2 不交付とする

(理由)

第 号
年 月 日

2 1 様
する。 (施行附
このこの告示は、
の告示は、平成
示日則
は、失効)
平成
二十八年三月三十日をもつて失効
する。

様

聖籠町長

聖籠町環境保全型農業直接支払交付金の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった事業実績報告書を審査した結果、内容を
適当と認め下記のとおり交付金の額を確定したので、聖籠町環境保全型農業直接支払交
付金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金の確定額
2 その他(特記事項)

円